

当薬局のサービスについて

当薬局では調剤管理料を算定しています。

患者さまやご家族等から収集した投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の情報、お薬手帳、医薬品リスク管理計画（RMP）、薬剤服用歴等に基づき、薬学的分析及び評価を行った上で、患者さまごとに薬剤服用歴への記録や必要な薬学的管理を行っています。
必要に応じて医師に処方内容の提案を行います。

当薬局では服薬管理指導料を算定しています。

患者様の希望により服用薬剤の種類や服用経過などを記録した「薬剤服用歴の記録」を作成し、薬剤によるアレルギーや副作用の有無を確認するとともに、複数の病院・診療所から薬剤が処方されているような場合には、服用薬剤同士の重複や相互作用の有無をチェックします。
そのために、処方せん受付時にお薬手帳をお預かり致します。
お薬手帳をお持ちで無い場合は、体質・アレルギー・副作用歴、他医療機関等で処方された医薬品・服薬状況等をお伺いしますのでご協力ください。相互作用等の有害事象防止に役立つお薬手帳をご希望の方は、お申し出下さい。

当薬局では電子的調剤情報連携体制整備加算を算定しています。

当薬局ではオンライン資格確認システムを活用し、薬剤情報等を取得・活用することにより、質の高い保険調剤の提供に努めており以下のとおり医療情報取得加算を算定しています。

電子的調剤情報連携体制整備加算・・・処方箋受付1回につき8点（月1回に限る）

マイナンバーカードの利用で調剤情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。
正確な情報を取得・活用するため、マイナンバーカード保険証の利用にご協力をお願いいたします。

当薬局のサービスについて

当薬局では調剤基本料 1 を算定しています。

当薬局では 地域支援・医薬品供給対応体制加算 1 を算定しています。

当薬局では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の調剤を積極的に行っております。後発医薬品の使用数量の割合に応じて規定の調剤報酬点数表に従い後発医薬品調剤体制加算を処方箋受付 1 回につき算定しております。

先発医薬品を希望される患者様は、薬局スタッフへお申し出ください。

処方箋記載のジェネリック医薬品から先発医薬品へ変更する場合には、処方医の許可が必要な場合がございます。また必ずしも全ての医薬品が変更できるとは限りませんので予めご了承ください。

当薬局では バイオ後続品調剤体制加算 を算定しています。

当薬局では、バイオ医薬品の適切な保管および管理体制を有しております。バイオシミラー（バイオ後続品；インスリン製剤は算定対象外）の普及・使用促進を目的とし、調剤ごとに 50 点が加算されます。

当薬局では調剤ベースアップ評価料を算定しています。

保険薬局の薬剤師及び事務職員等の確実な賃上げを図る観点から、対象職員の賃金改善を実施する体制を整備した保険薬局に対する評価として設けられたものです。処方箋の受付 1 回につき 4 点を算定しています。

当薬局では連携強化加算を算定しています。

当薬局では、以下の掲げる体制を整備し、連携強化加算を算定しており、第二種協定指定医療機関の指定を受けております。また、オンライン服薬指導の実施要領に基づき通信環境の確保をしております。要指導医薬品及び一般用医薬品並びに検査キット（対外診断用医薬品）を販売しております。

・新型インフルエンザ等感染症の発生時における体制の整備について

ア 感染症の発生時における医療の提供にあたっての研修・訓練の実施（外部機関での研修・訓練に参加する場合を含む）

イ 個人防護具を備蓄

ウ 要指導医薬品及び一般用医薬品の提供、感染症にかかる対外診断用医薬品（検査キット）の提供、マスク等の感染症対応に必要な衛生材料の提供ができる体制を新型インフルエンザ等感染症の発生がないときから整備

・災害の発生時における体制の整備について

ア 災害の発生時における医療の提供にあたっての研修・訓練の実施（外部機関での研修・訓練に参加する場合を含む）

イ 自治体からの要請に応じて、避難所・救護所等における医療品の供給または調剤所の設置に係る人材派遣等の協力を行う体制

ウ 地方公共団体や地域の薬剤師会等と協議の上で、当該保険薬局のみまたは当該保険薬局を含む近隣の保険薬局と連携して、夜間・休日等の開局時間外であっても調剤及び在宅業務に対応できる体制

かかりつけ薬剤師訪問加算 及び かかりつけ薬剤師フォローアップ加算

当薬局では、以下の基準を満たす薬剤師が患者様の同意を得て算定いたします。

- ・保険薬剤師の経験3年以上
- ・週31時間以上の勤務（時短勤務の場合は週24時間以上かつ週4日以上）
- ・当薬局6カ月以上在籍
- ・研修認定薬剤師の取得
- ・医療に係る地域活動の取組への参画

患者様の「かかりつけ薬剤師」として、安心して薬を使用いただけるよう、複数の医療機関にかかった場合でも処方箋をまとめて受け取ることで、使用している薬の情報を一元的に把握し、薬の飲み合わせの確認や説明、残薬の調節をいたします。

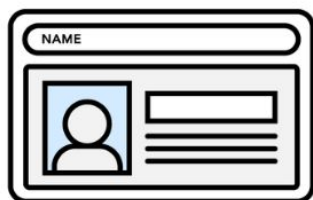
薬局ご利用の皆様へ



処方せんの有効期限は
発行日を含めて

4日以内です

有効期限を過ぎると薬局では受付できなくなり、
医療機関での再発行が必要です



**マイナンバーカード
資格確認証**

ご提示をお願いいたします

よりよい医療の提供の為に、マイナンバーカード
は毎回ご提示ください



個別の調剤報酬の算定項目の分かる

明細書をお渡ししています

当薬局では、調剤の透明化や患者様への情報提供を
積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際
に個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料
で発行いたします

明細書の発行を希望されない方は、受付にてその旨
お申し出ください

訪問薬剤管理指導に関するご案内

在宅で療養中の患者様のうち通院が困難な場合、調剤後お宅を訪問して薬剤服薬の指導および管理のお手伝いをさせていただきます。

在宅での管理状況が改善されれば中止可能ですので短期間のご利用もお勧めです。ご希望される場合お申し出下さい。(医師の了解と指示が必要です。)

[医療保険のみお持ちの方]	[介護保険をお持ちの方]
在宅患者訪問薬剤管理指導	居宅療養管理指導および 介護予防居宅療養管理指導
・同じ建物内で療養中の方が 1名のみ 650点／回 ・同じ建物内に療養中の方が 2～9名 320点／回 10名以上 290点／回 自己負担率により金額が変わります。 麻薬の必要な場合は100円が加算されます。 月4回まで訪問可能です。	・在宅で療養中の方 518点／回 ・老人ホーム等で療養中の方 2～9名 379点／回 10名以上 342点／回 自己負担率や厚生労働省が定める地域により金額 が異なることがあります。
点数は全て1点＝10円です。計算例)10点＝100円 (3割負担の方は30円、2割負担の方は20円、1割負担の方は10円の負担です。)	

ファルコ薬局 塚口店
管理薬剤師: 藤井 阿弓

[営業日・営業時間]
平日: 9 時～19 時
土曜: 9 時～13時
日曜・祝日: 休み

[所在地]
尼崎市塚口町一丁目18番地19

[連絡先]
TEL: 06-6420-7060
FAX: 06-6420-7061

指定居宅療養管理指導事業者運営規程

(事業の目的)

第1条

1. **ファルコ薬局塚口店**(指定居宅サービス事業者)が行う居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導(以下、「居宅療養管理指導等」という。)の業務の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、**ファルコ薬局塚口店**の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。
2. 利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

(運営の方針)

第2条

1. 要介護者または要支援者(以下、「利用者」という)の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
2. 地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
3. 適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の要件を満たすこととする。
 - ・保険薬局であること。
 - ・在宅患者訪問薬剤管理指導の届出を行っていること。
 - ・麻薬小売業者としての許可を取得していること。
 - ・利用者に関して秘密が保持でき、利用者やその家族、連携する他職種者と相談するスペースを薬局内に確保していること。但し、他の業務との兼用を可とする。
 - ・居宅療養管理指導等サービスの提供に必要な設備および備品を備えていること。

(従業者の職種、員数)

第3条

1. 従業者について
 - ・居宅療養管理指導等に従事する薬剤師を配置する。
 - ・従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う。
 - ・従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導等を行う利用者数および保険薬局の通常業務等を勘案した必要数とする。
2. 管理者について
 - ・常勤の管理者1名を配置する。但し、業務に支障がない限り、**ファルコ薬局塚口店**の管理者との兼務を可とする。

(職務の内容)

第4条

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の提供に当たっては、医師および歯科医師の交付する処方せんの指示に基づき訪問等を行い、常に利用者の病状および心身の状況を把握し、継続的な薬学的管理指導を行う。また、医薬品が要介護者のADLやQOLに及ぼしている影響を確認し適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。
2. 訪問等により行った居宅療養管理指導等の内容は、速やかに記録を作成するとともに、処方医等および必要に応じ介護支援専門員、他のサービス事業者に報告する。

(営業日および営業時間)

第5条

1. 原則として、営業日および営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。但し、国民の祝祭日、年末年始(12月30日～1月3日)を除く。
2. 通常、**月～金曜日の午前9時～午後19時、土曜日の午前9時～午後1時**とする。
3. 利用者には、営業時間外の連絡先も掲示する。

(通常の事業の実施地域)

第6条

1. 通常の実施地域は**尼崎市、伊丹市**の区域とする。

(指定居宅療養管理指導等の内容)

第7条

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の主な内容は、次の通りとする。
 - ・処方せんによる調剤(患者の状態に合わせた調剤上の工夫)
 - ・薬剤服用歴の管理
 - ・薬剤等の居宅への配送
 - ・居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
 - ・使用薬剤の有効性に関するモニタリング
 - ・薬剤の重複投与、相互作用等の回避
 - ・副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
 - ・ADL、QOL等に及ぼす使用薬剤の影響確認
 - ・使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言
 - ・麻薬製剤の選択および疼痛管理とその評価
 - ・病態と服薬状況の確認、残薬および過不足薬の確認、指導
 - ・患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言
 - ・在宅医療機器、用具、材料等の供給
 - ・在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需
 - ・その他、必要事項(不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等)

(利用料その他の費用の額)

第8条

1. 利用料については、介護報酬の告示上の額とする。
2. 利用料については、居宅療養管理指導等の実施前に、予め利用者またはその家族にサービスの内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。
3. 居宅療養管理指導に要した交通費は、薬局からの往復交通費を実費徴収する。

(緊急時等における対応方法)

第9条 居宅療養管理指導等を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡する。

(その他運営に関する重要事項)

第10条

1. **ファルコ薬局塚口店**は、社会的使命を十分認識し、従業者の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができる業務態勢を整備する。
2. 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4. サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
5. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は**ファルコ薬局塚口店**と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

本規程は平成20年4月1日より施行する。

先発医薬品を希望した場合の 自己負担の仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。
- 特別の料金は、令和8年6月から、先発医薬品と後発医薬品の価格差の2分の1相当です。
- この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。

- ・ 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・ 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の2分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- ・ 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）
に関する基本的なこと



※QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします



厚生労働省

ひと、くらし、未来のために
Ministry of Health, Labour and Welfare

取り扱い可能な公費医療負担

- 生活保護法に基づく指定
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく指定（結核医療）
- 戦傷病者特別援護法に基づく指定
- 母子保健法に基づく指定
- 公害健康被害の補償等に関する法律に基づく指定
- 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律に基づく指定
- 障害者自立支援法に基づく指定（精神通院医療）
- 障害者自立支援法に基づく指定（育成医療・更生医療）
- 労働者災害補償保険法に基づく指定（労災医療）
- 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定
- 児童福祉法に基づく指定（未熟児指定養育）
- 肝炎治療特別促進事業に係る医療費助成制度

個人情報保護方針

当社は、「人々の健康を支え、いい人生を提供すること」をミッションに事業活動を行っております。事業継続にあたり、個人情報を保護することは企業の社会的責任と捉え、個人の人格尊重の理念の下、慎重に取り扱われるべきものと深く認識しております。当社は、下記の方針を制定し、個人情報保護に努めてまいります。

個人情報の取得、利用及び提供

当社は、個人情報の利用目的を事業活動の範囲内で明確に定め、適切に取得、利用、提供いたします。また、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

法令及び関係規範の遵守

当社は、個人情報の取り扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守いたします。

個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止及び是正

当社は、個人情報への不正アクセス、個人情報の漏えい、滅失または毀損を防止及び是正するため、合理的な安全管理措置を講じます。

苦情及び相談への対応

当社は、取り扱う個人情報の開示、訂正、削除、利用停止等の請求及び苦情に関する窓口を設置して対応いたします。

個人情報保護マネジメントシステムの継続的改善

当社は、個人情報保護マネジメントシステムを運営するにあたり、管理する責任者を定め、継続的に見直しを行い改善いたします。

個人情報保護方針に関するお問い合わせ先

〒606-8357 京都市左京区聖護院蓮華蔵町44番地3
株式会社ファルコファーマシーズ
TEL 075-746-5018
(受付 月～金 9:00～17:30となっております。祝日は除く)

平成24年4月1日制定
令和5年6月19日改訂

株式会社ファルコファーマシーズ
代表取締役社長 阿部 治

株式会社 ファルコファーマシーズ

許可番号 尼崎市指令（尼保企）第 1010115 号

薬 局 開 設 許 可 証

氏 名 株式会社ファルコファーマシーズ
(法人にあつては、名称)

薬局の名称 ファルコ薬局 塚口店

薬局の所在地 尼崎市塚口町1丁目18番地19

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条第1項の規定により開設の許可を受けた薬局であることを証明する。

令和 3年 9月 1日

尼崎市保健所長 清水 昌好



夜間・休日等加算について

下記の時間帯に薬局で
処方せんを受け付けた場合、
一部負担金が高くなることがあります

日曜日及び祝日

12月29日、30日、31日

1月2日及び3日は休日として取り扱います

平日

午後7時～午前0時
午前0時～午前8時

土曜日

午後1時～午前0時
午前0時～午前8時

患者様にはご負担をお掛けしますが
ご理解の程よろしくお願いいたします

2023年5月作成

お薬の販売方法について

分類と外箱表示

要指導医薬品

副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に關し特に注意が必要で、新しく市販された成分等を含むもの

陳列方法

販売時に薬剤師による対面での情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手が触れない場所に陳列します

情報提供と相談への対応

薬剤師が書面を用いて、適正使用のため必要な情報の提供を行います

第一類医薬品

副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に關し特に注意が必要なもの（要指導医薬品を除く）

販売時に薬剤師による情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手が触れない場所に陳列します

第二类医薬品

副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品（要指導医薬品、第一類医薬品を除く）

第一類医薬品と同様、販売時に情報提供を行う機会を確保しやすいよう、情報提供を行う場所（7m以内）に陳列します

一般用医薬品

※指定第二类医薬品は、第二类医薬品のうち、特別の注意を要する医薬品です。
『してはいけないこと』の確認をおこない、使用について薬剤師や登録販売者にご相談ください

薬剤師または登録販売者が適正な使用のため必要な情報提供に努めます

第三類医薬品

第一類医薬品及び第二类医薬品以外の一般用医薬品

法令では直接手に取ることができる陳列でもよいとされていますが、当薬局では、情報提供を行いやすい場所に陳列します

指定濫用防止医薬品

濫用した場合に中枢神経系の興奮もしくは抑制又は幻覚を生ずる恐れがあり、その防止を図る必要がある医薬品として厚生大臣が薬事審議会の意見を聴いて指定する医薬品

販売時に必要な確認と情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手が触れない場所に陳列します

要指導医薬品等それぞれ定められている事項のほか、指定濫用防止医薬品の濫用した場合における健康衛生上の危害の発生の恐れがある旨を書面等を用いて適正使用のため必要な情報の提供を行います

※医薬品の安全使用のために症状等の情報をお伺いさせていただくことがあります。個人情報保護法等に基づき適切に管理を行い、医薬品の安全使用以外の目的で利用はしません。

健康被害救済制度

医薬品の副作用等で健康被害を受けられた方を救済する公的な制度があります
独立行政法人医薬品医療機器総合機構 0120-149-931

苦情相談窓口

兵庫県薬剤師会 078-341-6089
兵庫県薬務課 078-362-3268

指定濫用防止医薬品の販売について

以下8成分は、濫用により中枢神経系への影響や幻覚を生じるおそれがあるため、厚生労働省令で定められた特別の注意が必要な医薬品です。
販売時には確認事項が発生しますので、ご了承ください。

【対象】（全て外用剤を除く）

- ・エフェドリン
- ・コデイン
- ・ジヒドロコデイン
- ・ジフェンヒドラミン
- ・デキストロメトルファン
- ・プソイドエフェドリン
- ・メチルエフェドリン
- ・ブロムワレリル尿素（ブロモバレリル尿素）
を成分として含有する医薬品

（令和8年厚生労働省告示第32号）

購入時に確認・説明を行います

1. 販売時、**年齢の確認**をいたします。
2. 18歳未満の方は合わせて **氏名の確認**を実施し、
必要に応じて身分証の確認をいたします。
18歳未満の方には **小容量・1箱のみの販売となります。**
3. 18歳以上の方も、複数購入時は理由を確認します。
4. 適正な使用が困難と判断した場合、**販売を行いません。**

ご使用にあたって、ご不明な点やご懸念がある場合については、お気軽に
薬剤師又は登録販売者までご相談ください。

お薬を安全にご使用いただくために

当薬局ではお薬を安全に安心して服用して頂くために患者さま一人ひとりの情報を薬剤服用歴として記録し、その記録をもとに毎回薬のチェックや調整を行っています。

薬を有効かつ安全に服用・使用する為に様々な情報が必要となります。薬剤師の質問にご協力をお願い致します。



お聞きした情報は個人情報保護の取扱いに関する基本事項に基づき適切に管理します。
疑問・質問等ございましたら当薬局の薬剤師までご相談ください。

以下に当てはまる方はお申し出ください

- ☒ **他の病院**におかかりの方
- ☒ お薬で**副作用**が出たことがある
食品アレルギーをお持ちの方
- ☒ **妊娠中・授乳中**の方



2023年5月作成

患者様の個人情報保護について

当薬局では、患者様に安全かつ適切にお薬を使用していただくために、**患者様の氏名、ご住所、ご連絡先**のほか、**生年月日**や体質、生活習慣などをご確認させていただいております。私どもは、患者様からご提供いただいたこれらの個人情報を大切なものであると認識し、以下の通り慎重に管理およびお取り扱いいたします。

- ✓ 個人の人格尊重の理念のもと、個人情報保護法および薬事法ほか、関連法令・規定等を遵守します。
- ✓ 患者様の個人情報は、お薬に関する安全確保や個々の患者様に応じた情報提供のために収集しているものであり、この目的の範囲を超えて取り扱うことはありません。
- ✓ 個人情報を秘密保持し、お薬の処方に関連して必要となる医療機関への照会や保険請求業務、法的義務を伴う行政機関等への報告以外には、ご本人の同意を得ずに第三者に提供することはありません。
- ✓ 個人情報の安全管理に努め、漏えいや滅失、改ざん、不正アクセスなどを防止する措置をとっています。

**詳細につきましては、薬局スタッフに
当社「個人情報保護方針」をお申し付けください**

ファルコ薬局 塚口店
管理及び運営に関する事項

許可の区分の別	薬局
開設者	株式会社ファルコファーマシーズ 代表取締役 阿部 治
薬局の名称 許可番号・許可年月日 所在地・有効期間	薬局開設許可証(別掲)を参照
管理薬剤師氏名	藤井 阿弓
勤務する薬剤師 (担当業務)	藤井 阿弓(保管、陳列、販売、情報提供、相談) 松浦 あいり(保管、陳列、販売、情報提供、相談) 大山 香里(保管、陳列、販売、情報提供、相談) 西口 衣里奈(保管、陳列、販売、情報提供、相談) 山本 信徳(保管、陳列、販売、情報提供、相談) 川端 夏未(保管、陳列、販売、情報提供、相談) 山下 満帆(保管、陳列、販売、情報提供、相談)
勤務する登録販売者 (担当業務)	なし
取り扱う 一般用医薬品等の区分	薬局医薬品・要指導医薬品・指定濫用防止医薬品 第一類医薬品・指定第二類医薬品 第二類医薬品・第三類医薬品
当薬局勤務者の 区別について	薬剤師:名札に名字及び「薬剤師」と記載 登録販売者:- その他の勤務者:名札に名字を記載
営業時間	月～金…9時00分～19時00分 土曜日…9時00分～13時00分
営業時間外の相談対応	夜間・休日も対応
相談時・緊急時の連絡先	06-6420-7060(夜間転送)

バイオ医薬品をお使いの皆様へ

効果や安全性はそのまま経済的負担を軽減する

バイオシミラー

というお薬があります

[バイオシミラー (バイオ後継品) とは？]

- ジェネリック医薬品と同じように、先行バイオ医薬品の特許が切れた後にほかの製薬会社から発売されるお薬です
- 先行バイオ医薬品と同等／同質の品質、安全性および有効性が様々な試験により確認されています
- 先行バイオ医薬品よりも低価格なため、患者さんの医療費負担の軽減が期待されます。

[バイオシミラーが使われている病気の例]

がん・クローン病・潰瘍性大腸炎・関節リウマチ・乾癬
低身長症・糖尿病・腎性貧血・骨粗しょう症など
・詳しくは医師または薬剤師にお尋ねください

当薬局はバイオシミラーの
調剤を積極的に行っております

2026年5月作成



窓口での 支払い金額が 変わります

調剤報酬改定に伴い
令和8年6月1日より、
患者様の窓口での負担額が
変更となります。

ご了承くださいますようお願い申し上げます。